

製品安全対策優良企業表彰

企業や団体の製品安全への優れた取組を募集し、表彰しています。 あなたの会社の製品安全対策をご紹介ください。



募集期間

2018年5月22日 (火) ▶ 7月18日 (水)

応募者・受賞者からの感想

製品安全対策優良企業 ロゴマーク





- ★新規取引先の獲得
- ★会社の強みと課題の明確化
- ★社員の製品安全意識向上



本制度の趣旨

製品安全対策優良企業表彰(PSアワード)とは、企業や団体の製品安全に関する優れた取組を表彰する制度です。

- ▶ 製品安全を確保するための体制を審査するとともに、特に優れた取組に重点を置いて評価します。
- ▶ 社内のルールや仕組みの元で、実際に行われている取組を重要視します。
- ▶ 製品自体の安全性を評価するものではありません。
- ▶ 過去の製品事故やリコールなどの有無は問いません。むしろ、積極的なリコールやリコール回収率を高める取組などを評価します。事故やトラブルの経験を糧に、どのように取組を改善したか、どのように体制を整備しているかなどを確認します。

企業・団体のメリット

応募・審査を受けた企業・団体の声(応募メリット)

- ▶ 設問が製品安全全般に渡っているため、自社の取組全体を再確認することができた。
- ▶ 製品安全についてのアドバイスが得られ、自社の強み・課題を認識することができた。
- ▶ 製品安全にかかわる社員のモチベーションが向上した。
- ▶ 4つの視点に基づき考えることで、製品安全の取組を体系的に整理できた。

受賞企業・団体の声(受賞メリット)

- ➤ 経済産業大臣賞の受賞をPRできた。
- ➢ 受賞をきっかけに新たな取引先を獲得した。
- ▶ 求人への応募人数が増えた。

- ▶ 社員の製品安全に対する意識・スキルが高まった。
- ▶ 取材や講演依頼を受けるなど、情報発信の機会 が増えた。
- ▶ お客様からの信頼を高めることに繋がった。

受賞後のPRについて

「製品安全対策優良企業ロゴマーク」を使用したステークホルダーへのPR

受賞企業は、受賞公表日より、「製品安全対策優良企業ロゴマーク」を無料でご使用いただけます。名刺や封筒、自社のHP等にロゴマークを掲載することで、消費者や取引先等のステークホルダーに「製品安全対策優良企業」であることを広くPRできます。ロゴマークの使用方法等の詳細については、「製品安全対策優良企業表彰ロゴマークガイドライン」をご参照ください。

「製品安全対策優良企業」としてのPR機会

受賞企業は、受賞企業紹介パンフレットへの掲載や経済産業省が主催する講演会・セミナー等での講演など、優れた取組についてPRする機会があります。

応募手順

募集期間:2018年5月22日(火)~7月18日(水)

ホームページに アクセス 応募資料を ダウンロード

必要事項を 記入 指定のメールアドレスへ送信 ent-ps-award2018@ml.mri.co.jp

審査スケジュール

一次審査 (書類審査)

7月下旬~8月上旬

書類審査を行い、二 次審査進出企業を 選出します。

二次審査 (プレゼンテーション審査、現地調査等)

9月上旬~10月上旬

二次審査進出企業によるプレゼンテーション 審査を行います。

なお、必要に応じて追加のヒアリングや現地 調査を実施する場合があります。

受賞企業の公表

11月上旬

受賞企業は、経済産 業省がプレスリリースで 発表します。

走追表

11月16日(金)

※ 受賞に至らなかった場合も含め、すべての応募企業に対して、審査委員からのアドバイスを お送りします。

審査基準(4つの視点)

安全な製品を製造・輸入(仕入・販売)する ための取組

製品を安全に使用してもらうための取組

出荷後に安全上の問 題が判明した際の取組 製品安全文化構築への取組

- ※2015年(平成27年)4月1日から審査時点までの約3年間の製品安全に対する取組を評価対象とします。
- ※特別賞の審査基準については応募資料をご確認ください。

嘗の構成

企業規模に関係なく、製品安全についての取組を広く募集しています。

部門	表彰内容	募集対象
大企業 製造事業者·輸入事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括·保安審議官賞 優良賞(審査委員会賞)	「消費生活用製品※」の製造事業 または輸入事業を行う者
中小企業 製造事業者·輸入事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括·保安審議官賞 優良賞(審査委員会賞)	
大企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括·保安審議官賞 優良賞(審査委員会賞)	「消費生活用製品※」の 小売販売事業を行う者
中小企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括·保安審議官賞 優良賞(審査委員会賞)	
上記以外の団体部門	· 特別賞(審査委員会賞)	上記以外の「消費生活用製品※」に関 連した事業を行っている団体または企業
上記以外の企業部門		

※「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいいます。 (消費生活用製品安全法第2条)

2017年度受賞企業

大企業 製造·輸入事業者部門

経済産業大臣賞······YKK AP株式会社

技術総括・保安審議官賞・・・・・日立アプライアンス株式会社

優良賞・・・・・・・・・・・パナソニック株式会社

アプライアンス社

ランドリー・クリーナー事業部

中小企業製造·輸入事業者部門

経済産業大臣賞・・・・・・・アキュフェーズ株式会社 技術総括・保安審議官賞・・・・・山本光学株式会社

中小企業 小売販売事業者部門

技術総括・保安審議官賞・・・・・株式会社大一電化社 技術総括・保安審議官賞・・・・・奈良日化サービス株式会社

特別賞

団体部門

特別賞・・・・・消費者行政充実ネットちば

企業部門

特別賞・・・・・株式会社セブン&アイ・ホールディングス

製品安全対策ゴールド企業

※経済産業大臣賞あるいは金賞を3度以上受賞した企業

大企業 製造·輸入事業者部門

- 株式会社バンダイ
- YKK AP株式会社

大企業 小売販売事業者部門

- 上新電機株式会社
- 株式会社イトーヨーカ堂

中小企業製造事業者·輸入事業者部門

- 株式会社相田合同工場
- アキュフェーズ株式会社

製品安全対策ゴールド企業 ロゴマーク



注意事項

- 応募書類は返却いたしません。応募書類に記載された内容及び個人情報については本表彰の審査以外には一切利用いたしません。また、審査内容の詳細、選外となった企業名等に関するお問い合わせ、審査結果に対する 異議申し立てについては一切お受けできません。
- 1つの企業が2つの部門に応募することはできません。輸入事業と小売販売事業の両方を行っているような場合には 主たる事業部門のみ応募が可能となります。
- 経済産業大臣賞受賞企業は、受賞の翌年度に開催される「製品安全対策優良企業表彰」には応募できません。 技術総括・保安審議官賞・優良賞・特別賞受賞企業は応募可能です。
- 審査費用は無料です。ただし、応募資料の作成費用、応募書類の送信に係る通信費用、プレゼンテーション審査 及び表彰式の交通費等は応募企業の皆様にご負担いただいております。
- 以下の場合は、応募を無効又は受賞を取り消します。
 - ▶ 表彰の目的を損なうような行為もしくは虚偽の記載等があった場合
 - ▶ 審査等で協力いただけない場合
 - 法令違反など社会通念上、製品安全対策優良企業とすることがふさわしくないと判断される場合

問い合わせ先

- ★説明会を開催します。(6月実施予定)
- ★相談窓口を設置しております。お気軽にご相談ください。

製品安全対策優良企業表彰 (PS アワード) 事務局 Email: ps-award2018@ml.mri.co.jp

